



## 政策統括官 (経済社会システム担当)

- 中長期の経済財政政策について、経済財政諮問会議の審議を経ながら、企画立案及び総合調整を実施しています。
- 共助社会づくり推進、民間公益活動を促進するための休眠預金等の活用、PPP/PFIの推進等を実施しています。

参事官 (総括担当)

参事官 (企画担当)

参事官 (社会システム担当)

参事官 (社会基盤担当)

参事官 (市場システム担当)

参事官 (財政運営基本担当)

参事官 (共助社会づくり推進担当)

民間資金等活用事業推進室

休眠預金等活用担当室

成果連動型事業推進室

Cabinet Office

## 経済財政政策の中長期的な方針等の策定

### ■ 中長期の経済財政政策の運営

中長期の経済財政政策の企画立案及び総合調整を実施しています。

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」において定められた「新経済・財政再生計画」に基づき、「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針の下、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」の3本柱の改革を一体として推進し、経済と財政の一体的な再生を目指しています。

### ● 「新経済・財政再生計画」における中長期の目標

・中長期的なマクロ経済政策の取組 (目標)  
中長期的に名目 GDP 成長率 3%程度、実質 GDP 成長率 2%程度を上回る経済成長を目指しています。

・財政健全化に向けた取組 (目標)

令和7年度(2025年度)の国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化、同時に債務残高対 GDP 比の安定的な引下げを目指して財政健全化に取り組むこととしています。

### ● 「新経済・財政再生計画改革工程表 2020」の策定

改革工程表は、「新経済・財政再生計画」に掲げられた主要分野ごとの重要課題への対応と KPI、政策目標とのつながりを明示することで、目指す成果への道筋を示すものです。毎年の骨太方針を受けて改定しており、最新の工程表は、令和2年12月末に取りまとめました。

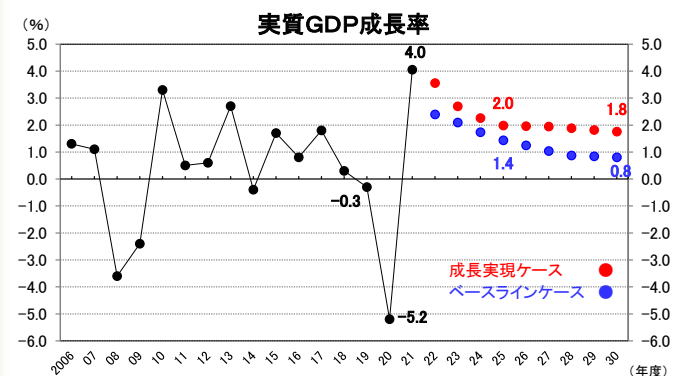
### ■ 中長期の経済財政の展望

政府のマクロ経済目標・財政健全化目標の達成に向けて、定量的な分析・試算や有識者の意見を踏まえて取り組んでいます。

### ● 中長期の経済財政に関する試算

年2回程度、経済・財政・社会保障を一体的にモデル化した内閣府の計量モデルを用いて試算しています。

直近では、「中長期の経済財政に関する試算」(令和3年1月21日経済財政諮問会議提出)を公表しました。



### ● 選択する未来 2.0

コロナ危機で浮き彫りとなった課題への対応と、ポストコロナ時代に向けた経済・社会の在り方について、経済財政政策担当大臣の下での有識者懇談会として議論を行っています。

## 共助社会づくりの推進

### ■ 特定非営利活動法人（NPO 法人）制度

特定非営利活動促進法（NPO 法）は、令和 2 年 12 月に、「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」が成立し、令和 3 年 6 月に施行される予定です。NPO 法施行後 20 年以上が経ち、NPO 法人は約 51,000 法人、そのうち税制上の優遇措置がある認定・特例認定 NPO 法人は 1,200 法人を超え、その役割はますます重要なものとなっており、これらの制度の普及に取り組むとともに、NPO 法人への寄附の促進に向けた取組を進めるなどの環境整備にも努めています。

### ■ 民間公益活動を促進するための休眠預金等の活用

10 年以上入出金等の取引のない休眠預金等を活用し、国や地方公共団体では対応が困難な社会課題に取り組む民間の活動を支援する仕組みとして、「休眠預金等活用制度」が令和元年度から本格的にスタートしました。平成 28 年 12 月に議員立法で成立した休眠預金等活用法では、①子ども及び若者の支援に係る活動、②日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動、③地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動に休眠預金を活用することとしています。

本制度では、休眠預金等からの助成金を分配する団体（資金分配団体）も、その助成金を受け取る現場の団体（実行団体）も、公募で決定されます。これらの公募には、NPO 法人をはじめとする様々な主体が手を挙げる事ができます。

本制度においては、各種計画に基づき、資金分配団体や実行団体の公募が行われ、令和 3 年度には、総事業規模で約 190 億円の助成が予定されております。さらに令和 2 年度に引き続き、新型コロナウイルス対応支援枠を設け、休眠預金を活用した社会課題解決の取組が広がっていく予定です。

内閣府としても、本制度の円滑な運用に向けた環境整備や制度の普及・発信等を進め、我が国の社会課題解決に向けた取組を強化してまいります。

## PFS の推進

少子高齢化、人口減少の進行に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、行財政事情の厳しさが増してきているとともに、地域の社会的課題は複雑化しています。このような状況の下で、行政自らが無駄をなくし、公共サービスの質の向上を図る意識を高めるとともに、官民が連携して社会的課題の解決を図っていく効率的、効果的な事業手法として、新たな官民連携手法である PFS の活用が求められています。

PFS（Pay For Success: 成果連動型民間委託契約方式）とは、①地方公共団体等が、民間事業者等に委託等して実施させる事業のうち、②その事業により解決を目指す行政課題に対応した成果指標が設定され、③地方公共団体等が当該行政課題の解決のためにその事業を民間事業者等に委託等した際に支払う額等が、当該成果指標の改善状況に連動する方式です。

### ● PFS による事業の具体例

糖尿病性腎症による人工透析移行リスクの高い人を対象に行う保健指導を、地方公共団体が民間事業者等に委託する際に、その事業により解決を目指す行政課題（人工透析が必要となることによる生活の質の低下）に対応した成果指標値（生活習慣改善率、腎機能低下抑制率等）を設定し、その業務の委託料について、当該成果指標値の改善状況に応じて変動させるといった事業があります。

このような PFS による事業には、

- ・住民にとっては、行政課題が効果的に解決され、満足度が向上する
- ・民間事業者にとっては、事業提案（創意工夫など）、事業取組の意欲が大幅に向上する
- ・行政にとっては、ワイズスペンディングを実現するなどの効果が期待されています。さらには、医療費の適正化を通じて、財政健全化にも資するものと言えます。

内閣府として、これを推進するため、医療・健康、介護、再犯防止の重点 3 分野として、令和元年度に成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプランの策定に取り組みました。これに基づき、PFS 事業実施のための分野横断的なガイドラインの策定、地方公共団体が実施する PFS 事業を対象とした複数年にわたる補助事業、PFS 事業実施のための支援事業など、PFS の普及促進に取り組んでいます。

それらを通じて、関係省府庁と一体となって、重点 3 分野を中心に PFS の活用事例の蓄積を進めつつ、地方公共団体等のニーズを踏まえながら、就労支援、まちづくりなど重点 3 分野以外にも横展開を進めていきます。

## PPP/PFI の推進

我が国の厳しい財政や人口減少の中で、公的負担の抑制を図りつつ、老朽化の進むインフラの維持・更新を着実に実行するためには、様々な分野の公共施設等の整備・運営に民間の資金や創意工夫を最大限活用する事業手法である PPP（Public Private Partnership：官民連携事業）/PFI（Private Finance Initiative：民間資金等活用事業）事業を一層普及させていくことが必要です。

このような観点から、令和 2 年 7 月に、内閣総理大臣を会長とする PFI 推進会議において、10 年間（平成 25 年度～令和 4 年度（2022 年度））で 21 兆円の PPP/PFI の事業規模目標を掲げた「PPP/PFI 推進アクションプラン」を改定し、国及び地方が一体となって PPP/PFI の更なる推進を図ることとしています。

PPP/PFI の推進に当たっては、地域企業の積極的な事業参加を促し、地域経済の活性化、地方創生につなげることが重要であり、民間資金等活用事業推進室では、次のような地方公共団体等に対する支援を実施しています。

### ● 地方公共団体への支援

- ・ PPP/PFI 事業の実務に関する質問、問合せにワンストップで対応する窓口の設置
- ・ 地方公共団体の PPP/PFI の優先的検討規程の策定及び対象事業に関する運用の支援
- ・ 地域の産官学金が集まり具体的な案件形成を目指した取組を行う地域プラットフォームの形成推進を支援
- ・ 一定の要件を満たす地域プラットフォームの代表者と協定を結び、協定に基づき講師派遣や事業化支援等を継続的に実施等